

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	標準部品	4補LPS-Y00004-11
		作成 平成 7年 4月 28日
		改正 令和 3年 3月 25日
		令和 5年 4月 14日
	作成部 隊等名	第 4 補給処

1 一般事項

1.1 一般事項

一般事項は、次による。

- a) 標準部品 [規格 (標準) に適合する部品] の調達について規定する。
- b) 標準部品 (以下, “製品” という。) は, 調達品目表に記載された部品番号に適用する規格 (標準) によって製造されたものとし, **箇条3** に規定する事項を除き製造業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習 (以下, “業者規格等” という。) による。
- c) 認定品目又は初回試験合格品目の場合は, **装備品等の製造設備等の認定に関する訓令**によって認定された製造会社又は**補給本部及び補給処における装備品等の初回試験業務処理に関する達**で示す初回試験合格品目表に記載した製造会社で製造された製品とする。

なお, 認定品目については“N”を, 初回試験合格品目については“G”を調達品目表に付する。

- d) 未使用品とする。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は, 引用文書によるほか, 次による。

1.2.1

規格 (標準)

防衛省規格 (NDS), 日本産業規格 (JIS), MIL規格, 米空海軍航空規格 (AN), 米国航空宇宙規格 (NAS) 又は国際標準化機構 (ISO)

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は, この仕様書に規定する範囲内において, この仕様書の一部をな

品名	標準部品
----	------

すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) **規格**

NDS Z 0001 包装の法則

b) **仕様書**

C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書

C&LPS-E00037 通信電子関係物品包装共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) **法令等**

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

補給本部及び補給処における装備品等の初回試験業務処理に関する達（昭和60年補給本部達第2号）

2 品名等

この仕様書で調達する製品の品名、数量等は、調達品目表に示す。

3 特別な要求

3.1 製品の表示

製品の表示は、次のうちから調達品目表に示す。

a) 業者規格等による。

なお、契約不適合の修補等請求期限の表示は、C&LPS-Y00007の2.4.3による。

b) C&LPS-Y00007の2.4による。

3.2 製品検査

業者規格等に基づく社内検査に合格し、かつ、製品の品質が保証されていなければならない。

3.3 機能・性能

製品は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

品名	標準部品
----	------

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示す。

3.4 出荷条件

3.4.1 包装

包装は、商慣習とする。ただし、調達品目表に包装レベルを示した場合は、**C&LPS-A00004**又は**C&LPS-E00037**のいずれかによる。

3.4.2 包装の表示・標識

調達品目表において包装の表示・標識を要求した場合は、**NDS Z 0001**の表示・標識によるほか、次による。

- a) 標識は、航空自衛隊標識とする。
- b) 内装・個装の表示は、次による。また、見やすい箇所に表示する。
 - 1) 統制番号
 - 2) 物品番号
 - 3) 品名
 - 4) 数量
 - 5) 納入年月 例：2023年4月
 - 6) 契約の相手方の名称
 - 7) 契約番号

3.5 その他の指示

3.5.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **類別原資料** 類別原資料は、調達品目表で示した場合に提出する。
 なお、作成要領等は、**C&LPS-Y00007**の**4.1.1**による。
- b) **特定化学物質等の資料** 契約の相手方は、製品に特定化学物質等が使用されている場合には、特定化学物質等の資料を提出する。
 なお、作成要領等は、**C&LPS-Y00007**の**4.1.3**による。
- c) **貴金属等管理資料** 契約の相手方は、製品に貴金属等が含まれている場合には、貴金属等管理資料を提出する。
 なお、作成要領等は、**C&LPS-Y00007**の**4.1.4**による。

3.5.2 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

3.5.3 仕様書の疑義

品名	標準部品
----	------

この仕様書について疑義がある場合、監督官等を通じて分任支出負担行為担当官（以下，“分支担官”という。）に申し出る。

4 監督・検査

監督・検査は、分支担官の定める監督及び検査実施要領による。